

# 従事者証明書に記載すべき項目に関する考察

国立大学法人 大阪大学 放射線科学基盤機構 鈴木 智和



放射線業務従事者の書式は施設ごとに様々であり、記載される項目もまた様々である。この書式を統一する試み<sup>[1]</sup>や、従事者管理を一元化する試み<sup>[2]</sup>が行われてきたが、法令の面からどの項目が従事者証明書の記載されるべきかは議論されてこなかった。本ポスターではRI規制法と電離則により、最低限従事者証明書に必要な項目を考察する。また、実用を踏まえた上での最低限必要な項目についても提案する。

## RI 規制法

### 教育訓練の記録

原則として**不要**。ただし証明することにより省略の可能性あり。

- 放射線の人体に与える影響（立ち入り前：30分以上）
  - 講習内容は放射線源等によりあまり依存しない
  - 比較的、共通性がある
- 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い（立ち入り前：1時間以上）
  - 非密封RIでは施設ごとの違いは少ない
  - 加速器施設や密封施設ではインターロックや自動表示灯の取扱いが施設ごとに異なる
  - 加速器施設では放射化物の発生の有無により講習内容に差が出る
  - 非密封と大型加速器を使用する施設には独自の管理方法がある
  - 非密封RIを除き共通化が困難
- 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程（立ち入り前：30分以上）
  - 予防規程は施設ごとに違うので共通化できない

### 健康診断

結果の共有が可能のため、**必要**。

第22条（健康診断） 法第23条第1項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

- 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、**初めて管理区域に立ち入る前**に行うこと。
- 前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った後は**1年を超えない期間ごと**に行うこと。

（以下略）

### 被ばく管理

事業所ごとの被ばく量を管理しているので、他機関にそれを**引き継ぐ必要はない**（被ばく記録の引き渡しに関する規定は施設廃止時と5年経過後の指定機関への引き渡しのみ。規則第20条第4項第7号）。

## 電離則

### 教育訓練の記録

放射性同位元素や放射線発生装置に関する教育の**規定はない**。

（参考）労働安全衛生法第59条第3項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

安衛則第36条（特別教育を必要とする業務）法第59条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

(28) **エックス線装置・ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務**

### 健康診断

“雇入れ時に”健康診断が必要なため、証明は**不要**。

第56条（健康診断） 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、**雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について**医師による健康診断を行わなければならない。

（以下略）

### 被ばく管理

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日基発第253号）第3条第5項第3号により**過去最大5年間の線量の引き継ぎが必要**。

第3 細部事項

5 第4条関係

(1) 省略

(2) 省略

(3) 事業者は、「5年間」の途中で新たに自らの事業場の管理区域に立ち入ることとなった労働者について、当該「5年間」の始期より当該管理区域に立ち入るまでの被ばく線量を当該労働者が前の事業場から**交付された線量の記録**（労働者がこれを有していない場合は前の事業場から再交付を受けさせること。）により確認すること。

\* 眼の水晶体においても同様（令和2年10月27日基発1027第4号）

	RI 規制法のみ	電離則のみ	RI 規制法 & 電離則	記載項目
	所属機関→共同利用施設 業者（工事等）→各RI施設	所属機関の変更 (新所属機関のRI施設でのRI従事なし)	所属機関の変更 (新所属機関のRI施設でのRI従事あり)	
教育訓練	不要 → 事実上要 (共同利用施設の予防規程により必要な場合あり) * 5年以上前のものは証明が困難な可能性あり	不要 → 事実上要 (共同利用施設への従事者証明書の発行に必要な可能性あり)	不要 → 事実上要 (新所属機関のRI施設の予防規程による)	予防規程による（実施年月日、項目、時間数） <規則第24条第1項第1号タ>
健康診断	(新規登録) 管理区域に立ち入る前の健康診断の結果が必要 (継続登録) 最新の健康診断の結果が必要	不要（雇入れ時に実施） ただし、異動後速やかに従事者証明書を発行するためには管理区域に立ち入る前の健康診断の結果があった方が良い	不要（雇入れ時に実施） ただし、異動後速やかに管理区域に立ち入るためには管理区域に立ち入る前の健康診断の結果があった方が良い	実施年月日、 医師名、結果、(措置) <規則22条第2項第1号イ、 ハ、ニ、ホ> * 電離則では使用しない
被ばく記録	不要	最大過去5年分必要	最大過去5年分必要	実効線量/年 <電離則第4条第1項> 水晶体の等価線量/年 <電離則第5条第1項>

[1] 渡部浩司, 佐藤和則: 放射線業務従事者証明書共通フォーマットの提案, 日本放射線安全管理学会誌, 19(2), 106-109 (2020).

[2] 渡部浩司, 佐藤和則: 大学・研究機関の放射線業務従事者情報の共有化と一元管理, Isotope News No.779 (2022年2月号), 34-37 (2022).